

## 国民健康保険に関する要請

町村は国民健康保険の保険者として制度の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、制度創設時に比べ農林水産業従事者及び自営業者の割合が減少する一方、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

また、加入者の所得に対する保険料負担の割合は被用者保険の加入者と比べて著しく高くなっており、公的医療保険として公平性を欠いている。

加えて、保険料の引き上げや一般会計からの繰入はもはや限界に達しており、制度の維持運営が困難な状況となっている。

現在、社会保障制度改革国民会議において、国保の財政基盤の強化や保険者のあり方について真摯に議論がなされているが、一部に、法定外繰入が安易になされているのではないかと、町村の厳しい財政状況を理解しているとは思えない意見があることは極めて遺憾である。

については、国保を持続可能で安定的な制度とするため、下記事項を実現するよう強く要請する。

### 記

#### 1. 構造問題の抜本的な解決

- ① 社会保障・税一体改革においては、2, 200億円の公費を投入することが決定されているが、国保の財政状況は危機的であり、消費税率を8%に引き上げる際に実施すること。

- ② 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- ③ 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

## 2. 都道府県保険者の実現

- ① 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- ② その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- ③ 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- ④ 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

平成25年6月14日

全 国 町 村 会